

ドイツ社会民主党の農業理論：1894-95年の論争を中心として

原田，溥

<https://doi.org/10.15017/2920509>

出版情報：経済論究. 7, pp.33-51, 1960-03-20. 九州大学大学院経済学会
バージョン：
権利関係：

ドイツ社会民主党の農業理論

—1894—95年の論争を中心にして—

原 田 溥

I. は し が き

カウツキーはその著「農業問題」の序言の冒頭で次のように言っている。「本書はドイツ社会民主党フランクフルト大会で発議されプレスラウ大会で否決された農業綱領をめぐる展開していた論争を機として書かれた。人はそれぞれに之等の論争について考えるであろうが、ただ一つの事だけは此の論争が明かにした。即ちドイツ社会民主党に於ても国際社会民主党に於ても近代農業発展の傾向については幾多の見解が広く分れて居り、従つて社会民主党の決定的なる農業政策に対する確乎たる基礎は未だ獲得⁽¹⁾されていないと。」

ここに明かなように小農経営の保護政策を内容とする農業綱領の作成はドイツ社会民主党にとつて必要であるか否かという問題をめぐつてのフランクフルト大会（1894年）からプレスラウ大会（1895年）にかけての激しい論争が「資本主義社会における農業の発展」の理論的分析の直接の契機となつた。けだし農業綱領の作成は、現実の農業発展傾向の分析の基礎の上にすえられねばならないからである。周知の如くエルフルト綱領（1891年）の修正を目的としつつ所謂、修正派から提起されたこの1894—95年の論争は、勿論たんに農業問題についての論争にとどまるのではなく、ベルンシュタインを先頭とする、かのマルクス体系批判の一環につながる論争なのであるがそれは今日、きわめて興味ある問題を我々の前に提示している。

即ち農民分解の問題、就中、独占資本主義段階の農民分解をいかに考えるべきかという問題である。ノイエ・ツアイト Neue Zeit を主要な舞台としてく

りひろげられたこの論戦は、一方において、カウツキーの「農業問題」(1898年)に結実し、他方においてマルクシズム農業理論批判の書であるダヴィッド「社会主義と農業」(1903年)を生み出した。前者が農業の発展を社会的生産の全機構から切断して観察することの不可を説き、工業と農業を相互に孤立させずに総過程の共通な構成部分として観察するや否や、それらが共に同一の目標——大経営による小経営の圧倒——に向うものであるということを説くに対し、後者は大経営優越の法則は工業のみに妥当し、農業においては、むしろ大経営は没落し小経営が繁栄するという小農理論を1895年の統計によりつつ主張した。綱領論争を契機として惹起されたこのマルクシズム農業理論の批判・反批判は、19世紀末ドイツ農業の形態変化をどのように理解するかということを中心に争点としていたが故に、修正派には修正派なりにその理論を構成する現実的根拠が存在した。即ち1895年の統計は1882年に比して5—20ヘクタールの小経営の増大と20ヘクタール以上の大経営の減少を示しておりマルクスの大経営優越論はあてはまらないかの如き現象を呈していたからである。これに対するに正統派の名を冠せられるカウツキーの反批判が果して十分に修正派理論を内在的に批判しえたか、修正派理論の誤謬を批判しつくすにカウツキーの農民分解論は十分なものであつたか、これが我々の第一の問題であり、当然にそれはカウツキー「農業問題」の再検討を要請する⁽³⁾。

さて1894—95年論争は結局においてカウツキー理論の勝利に終つた。プレスラウ大会で白熱的論戦の後、採用された決議は次のようにその言葉を始めている。「農業委員会によつて提案された農業綱領草案は否決されるべきである。何故ならこの綱領は農民にその状態の向上、従つて私的所有地の強化を予期させたから⁽⁴⁾。」カウツキー理論の基礎になされた此のプレスラウ決議は、農民獲得のために社会民主党は農民保護政策をとるべきであるという修正派の主張をここできつぱりとはねつけた。しかし W. コーンシュテット Wilhelm Cohnstaedt が「プレスラウ大会以後ドイツ社会民主党はその重点をドイツ賃金労働者の利害の中に見た⁽⁵⁾」或いは「(カウツキー理論によれば)我々はドイツ農民の獲得を断念せねばならない⁽⁶⁾」と述べた如く、そこでは小経営のプロレタリア化の経済的必然性の確認と農民的小経営の直接保護の拒否という一般的原则の確立以上に

は何も積極的な農民対策は打ちたてられなかつた。そこに、1912年には 425万の得票と 110 の議席をもちドイツ最大の政党となつたドイツ社会民主党がドイツ革命に挫折し、遂には發展するナチズムの嵐の中に埋没してゆく遠因が存在したのではないかというのが我々の第二の問題である。そしてドイツ社会民主党の農業政策・農民政策を規定したものは、その農業理論であるが故に結局の所、第二の問題は第一の問題に還元される。

我々は1894~95年の論争に視点をおいて、そこに明かになつたドイツ社会民主党の農業理論を検討し上述の問題への接近をはかりたいと思う。

- (1) カウツキー「農業問題」向坂逸郎訳、岩波文庫、上巻、13頁。
 - (2) Eduard David, *Socialismus und Landwirtschaft* 1903. S. 49.
 - (3) カウツキーの修正派批判の不十分性をついたものとして、大内力「農民層の分解にかんする一試論」(「理論と統計」所収)、石渡貞雄「農民分解論」、玉野井芳郎「カール・カウツキー」(河出書房「経済学説全集第8巻所収)、渡辺寛「カウツキーの『農業問題』について」(「経済志林」第27巻第2号)等がある。カウツキーの分析の方法が独占資本主義段階という視点を欠いていたという批判は正しいが、これらの主張に共通している独占資本主義段階における農民分解イコール中農標準化という世界史的一般化には疑問がある。尚渡辺氏の論文はカウツキーの農民分解論を詳細にとり扱つており教えられる所が多かつた。
 - (4) *Handbuch der sozialdemokratischen Parteitage von 1863—1909*. S. 15
 - (5) Wilhelm Cohnstaedt, *Die Agrarfrage in der deutschen Sozialdemokratie* 1904. S. 244.
- エルスナーもドイツ社会民主党の農民問題の軽視について述べている。「マルクス主義の發展」国民文庫、相原文夫訳 208—211頁。
- (6) W. Cohnstaedt, a. a. O., S. 239.

II. 農業綱領論争

- (1). シエンラーンク＝フォルマル決議、

1893年のケルンの大会において、ブルーノー・シエンラーンク Bruno Schönlanke が翌年のフランクフルト大会の議事日程に「農村労働者、小農民と社会民主党」というテーマを設定することを提案し採択された。⁽¹⁾その背景には次の如き事情がある。1878年に社会主義者鎮圧法が制定された以後もドイツ社会民主党は少しずつその勢力を伸ばしていたが、1890年に鎮圧法は廃止され、

1893年の選挙で社会民主党は1,787,000票（全有権者中16.8%）を獲得し代議士44人を有する発展ぶりをみせた。この飛躍は勿論工業プロレタリアートに支えられたものであり、ごく小数の例外を除けば農民の支持は稀薄であつた。そしてそれは例えば1890年のハレ大会でのヴィルヘルム・ブロス Wilhelm Bloß の意見の如き形をとつて現われた。即ち「本来的概念における社会民主主義的農民は今日まで存在していないことを我々は認める。この点において我々の運動は成功しなかつた。その理由は一つには経済的諸関係のためであり、一つには我々がかかる運動に対して必要とする規定を綱領の中に今日まで有しなかつたためである。⁽³⁾（傍点引用者）」ここに端的に「農業綱領」への要求が表明されているが、それはやがてエルフルト綱領批判の形をとつてフランクフルトにおける「農業問題と社会民主党」というテーマの設定への動きとなり、修正派農業理論に体系化されることになつた。フランクフルトに始まる農業論争はかくてドイツ社会民主党の農業理論を浮き彫りすることになる。

フランクフルトでは二人の報告者がたつた。シエーンランクとフォルマル Vollmar である。シエーンランクは農業問題の理論的側面それと共に農村労働者問題を論じこれに対してフォルマルは農業政策および農村運動の問題ととりくんだ。農民保護を要求するという結論で二人は一致していたがその結論に至る過程は異なる。シエーンランクはドイツ農業発展過程の認識においてカウツキーと同一の見解にたつかにみえる。「幾百幾千の農民は隠べいされた無所有の農村労働者にすぎない。彼等は資本、高利、ラティフインディア経営によつて既に絞首刑に処せられているので彼等は政治的にも社会的にも我々に親しみ易いものとなつている。⁽⁴⁾」このようにして彼は崩壊にひんしつある小農民に手をさしのべ彼等を中立化するために農民獲得のための農業綱領を要求する。それは当然エルフルト綱領の修正につらなる。これに対し、フォルマルは先ず社会民主党のこれまでの農業政策を回顧する。それはこれまで農民の不可避的没落過程——農民はそれに順応し、その代りに社会主義社会の彼岸においてはより一層よくなるであろうという慰めを得る——の認識以上の何ものも提示しなかつたと。更に彼はドイツ農業の窮乏化という事実を認めながら、しかし現実の発展行程は合理的大経営が農民的小経営を駆逐するというマルクスの集

中理論の如くには行われず、負債は小所有、中所有に限られるものでなく、むしろ騎士領に多い事を論じ、穀物耕作のみならずとりわけ畜産、果樹、蔬菜その他の商業作物経営部門における小経営優越論を展開する。⁽⁵⁾この理論的基礎の上で彼は次の如き結論に達する。即ち農民は何をさておき、尚存在する。我々はしたがって彼等を獲得せねばならぬ。我々が彼等を人間として、国家市民として、クライネロイテとして保護するのみならず、彼等の生産者としての利益、その農民の経営の利益を代弁するならば我々は彼等を獲得するだろうと。⁽⁶⁾フォルマルはデンマーク、イタリー、ベルギーの社会主義政党も同じ方向を目指しているとし、就中、フランスのナントの農民保護綱領⁽⁷⁾（1894年）を詳細にとりあげつつ「免れ難い崩壊」の説教や「社会主義社会の彼岸における報酬」ではなくて「農民は正に労働者と同様に現在においてもその状態の改良のための積極的手段を持つようとしているのだ」という。

二人の報告者は農業理論を異にしながら農民保護と農民政策の必要という点で一致していた。フランクフルト大会で多数を以て採択された、シエーランク⁽⁸⁾=フォルマル決議はしたがってマルクスの農業理論と修正派理論の混合物といった奇妙な形をとっている。

決議は先ず農業問題が近代資本主義的生産様式の産物であることを明かにした後、決議の前半で大経営と小経営の対抗、小農のプロレタリア化、農業資本家と農村労働者の階級対立の激化という認識にたち、その後半でそれ故に社会民主党は最も熱心に農業問題に携わることの必要性を説いている。「社会問題の必然的構成部分としての農業問題は土地が労働手段と共に今日賃労働者として或いは小農民として資本のために土地を耕作している生産者に、再び返される時のみ究極的に解決される。しかし今日、農民および農村労働者の窮境は根本的改革活動によつて緩和されねばならぬ。党のさしあたつての課題は農業政策綱領を作ることである。その綱領は農民や農村労働者に特に有用なエルフルト綱領の直接的要求を農村住民の理解に適合する表現で説明しそして補完せねばならぬ。……特別農業委員会は次の党大会にその原案を示さねばならない。」

(2) 農業委員会草案とプレスラウ決議

フランクフルトで選ばれた農業委員会は三つの小委員会に分れた。即ち北ドイツ委員会 (Bebel, Liebknecht, Molkenbuhr, Schippel, Schönlank) 中部ドイツ委員会 (Bock, Hug, Katzenstein, Schulze, Quarck), 南ドイツ委員会 (Bassler, Birk, David, Geck, Vollmar) ⁽⁹⁾ である。各委員会は各々10~14条の草案を提出したが、その構成メンバーが示す如く北ドイツ委員会は大体において正統派マルクシトの見解を代表したのに対し南ドイツ委員会は修正主義理論をその基調としていた。しかし総委員会の綱領原案は主として中部ドイツ委員会の草案に依存していた。その原案が1895年7月に公けにされるや激しい批判が起つた。ブルジョア新聞ですらがこの新しい農業綱領は社会民主党の根本原理と鋭く矛盾すると論評した。例えばエルフルト綱領の一般的部分は大経営による小経営の駆逐を確認しておきながら、この新しい綱領の実践的部分は国家及び共同体地を自己経営者 即ち農民に賃貸しすることを定めていると。とりわけカウツキーは Neue Zeit 誌上で痛烈な批判を行つた。即ち原案第17条では破壊的自然現象の結果窮乏した場合の国家援助が問題とされているが何故、過剰生産、商業恐慌、関税戦等の結果による窮乏が問題とされないのか。プロレタリアートの為よりも土地所有者の為に国家に要求すべきなのか。第14条は堤防、道、水路の為に配慮する義務だけを国家に帰しているが何故、飲料水管理や衛生的な労働者住宅の建築の義務が国家に帰せられないのかと。かくてカウツキーは言う。これは社会民主党の農業綱領ではなくて主農主義的農業綱領である。⁽¹⁰⁾ これらの非難に対してベーベルが新しい修正によつては原理は揺がないということをして Vorwärts に拠つて反駁した。プレスラウ大会までに全国で132の集会が新しい原案について見解を表明した。新原案に賛成する集会7、傍観的なもの2、反対するもの123であつた。⁽¹¹⁾ 農業委員会はこのような事情を考慮して、原案に形式的に手を加え書き改めて次の如き形でプレスラウ大会に提出した。

〔(1) 土地所有と結合したあらゆる公的機能および特権の廃止。世襲隷属性の無償廃止。(2) 公的所有地(国家・共同体所有地)の維持と増加とくに譲与不能の動産を有する法人の所有地(社団、財団、教会の所有地)、森林、水力

は国民代表の管理の下で公的所有へ移譲。強制競売に附された土地については共同体の先買権の制定。(3) 国家および共同体所有地の自己負担での経営、あるいは農村労働者および小農民の共同体への賃貸、もし二つとも不可能なばあいには国家、あるいは共同体の監督の下での自己経営者への賃貸。(4) 土地改良、耕地整理、堤防の維持と建設の目的のために共同体あるいは拘束組合への国家信用。公共交通手段の建設や維持の費用を国家あるいは帝国が負担すること。(5) 原価の高さに応じた利子率の確定を以て不動産負債および土地負債の国有化。(6) 動産および不動産保険の国有化とあらゆる経営部門への保険の拡大。(7) 現存の森林利用権と放牧権を全ての共同体成員の同権の下で維持し拡大すること。(8) 自分の土地および小作地での自由狩猟権。野獣の害の防止、⁽¹²⁾ばあいによつては完全な補償。」

大会においては、クアルクが委員会の活動について報告した後に、マックス・シツベルが滅亡の運命にある小農末期の苦しみを人為的に延期しようという草案の主張に対して「我々は無所有の労働者の党である。勿論我々は小所有者の獲得を望むがそれはただ彼が所有者としてはいかなる未来もなく彼の未来はプロレタリアートのそれであるということを我々が彼に納得させることによつてのみである。」⁽¹³⁾として反対した。ベーベルやリープクネヒトの熱烈な草案擁護にもかかわらず、プレスラウ大会の三日間にわたる論戦の後、綱領草案は葬り去られた。そしてカウツキー、シツベル、アウエル等の決議が採択された。

⁽¹⁴⁾
カウツキーの決議（前半の原則的部分）「党大会は次のことを決議する。農業委員会によつて提出された農業綱領草案は拒否されるべきである。何故ならこの綱領は農民に対してその状態の向上、従つてその私的所有の強化を予見せしめ、それによつてその所有狂信の復興に寄与している。それは今日の社会秩序における農業の利益をプロレタリアートの利益と説明している。しかし、生産手段の私的所有の支配の下では農業の利益は工業の利益と同様に生産手段の所有者の利益、即ちプロレタリアートの搾取者の利益である。更に農業綱領草案は搾取国家に新しい権力手段をあてがい、それによつてプロレタリアートの階級闘争を困難にせしめる。最後にこの草案はプロレタリアートが政治権力を

握つた国家制度に於てのみ効果的に実行できる課題を資本主義国家に課している。」

ドイツ社会民主党はここにフランクフルトで宣言された農民政策を放棄し農民層を経済的社会的譲与によつて政治的に獲得することを拒絶した。既に見てきたことからわかるように農業綱領論争の中で三つの立場が明かになつた。

(I) 農民分解を認め→農民保護拒否(カウツキー, シツペル), (II) 農民分解を認め, 小農の没落を延期させるための農民保護要求(シエーンランク, ベーベル, リープクネヒト), (III) 農民分解を否定→小農保護政策要求(ダヴィッド, フォルマル)。フランクフルトの決議も農業委員会の草案もマルクシズムと修正主義の妥協, 混合的立場である(II)の見解を代表していた。しかし最終的にはプレスラウ決議による(I)の立場の勝利でもつて94~95年の綱領論争の終止符はうたれた。しかし問題はこれで解決したわけではない。ダヴィッドは1895年, 6月の一般的職業産業国勢調査の結果によりつつ, プレスラウ決議の基礎となつたカウツキーの農民分解論批判を精力的に展開した。〔資本主義社会における小農の必然的没落→われわれは資本主義社会ではこれを救済できない〕というカウツキーの命題の前半そのものが批判の狙上にはつた。我々はここで批判者ダヴィッドに対するカウツキーの反批判を通じて, カウツキーの農業理論を検討しよう。

(1) Cohnstaedt, a. a. O., S. 156

(2) 村瀬興雄「ドイツ現代史」129頁

(3) Cohnstaedt, a. a. O., S. 132

(4) Cohnstaedt, a. a. O., S. 159

(5) Cohnstaedt, a. a. O., S. 161. Vollmar の主張については尚 E. David, a. a. O., S. 40~41.

(6) Cohnstaedt, a. a. O., S. 164.

(7) フランス社会主義労働党は1892年にマルセイユで「非マルクス主義的」農業綱領を作つたが, それは1894年, ナントに於て更に「右より」に修正されて純粹の「農民綱領」となつた。これに対してはエンゲルスが「フランスおよびドイツにおける農民問題」Die Bauernfrage in Frankreich und Deutschland, Neue Zeit 1894/95 Bd I (新潮社版マル・エン選集, 第9巻)で全面的に批判した。「理由書(ナント綱領)はその前段では不可能だと言明したことを実行すべき絶対的な義務として社会主義に

課したことになる。農民の分割地所有は<救い難く没落の運命にある>とそれ自らいいながらそれを<維持する>ことを社会主義の使命にしている。」と。エンゲルスはナント綱領批判の後で彼の小農に対する考え方を展開しているが、クアルクはそのエンゲルスの見解は彼のナント綱領批判の立場と矛盾するという批判をなした。クアルクはエンゲルスの論文の中の次の箇所をとりあげる。即ち「我々は断じて小農の側にたつ。我々は彼等がその運命にたえやすくしてやるために、彼等が協同組合へ移行する決必をした場合に、その移行をしやすくしてやるため、いやそれ所かそういう決心がつかないばあいには、その分割地の上で気永く考えてみるができるようにしてやるために我々はやつてさしつかえのない事なら何でもするだろう」（新潮社版、邦訳、200~201頁）ダヴィッドも同じ箇所を引用して小農崩壊論とこの小農救済策は全く癒し難く矛盾していると批判し「エンゲルスの論文が農民保護綱領の賛成者にも反対者にもその対立的立場の基礎づけの為に提出されるということは不思議なことではない」と述べている。(David, a. a. O., S. 43) このような修正派の批判に対してはカウツキーのクアルク批判が十分答えている。エンゲルスは資本主義段階と社会主義への移行段階（プロレタリアートが政治権力を手中にしているが新しい生産様式は尚全面的に発展していない段階）の区別の上になつて資本主義社会では農民は救われませんが、プロレタリアート独裁の段階では恐らく我々の援助を期待しうるといふ風の問題を出しているのだとカウツキーはエンゲルスを擁護する。そしてクアルクがなした引用部分は<国家権力が我々の手に帰した時に我々は小農民層を如何にとり扱わねばならないか>という問題に答えた部分の中に含まれたものであり、エンゲルスの矛盾をいう者は上述の二段階の区別を知らないものだとした。(K. Kautsky, Noch einige Bemerkungen zum Agrarprogramm. Neue Zeit. XIII Jahrg. II Band 1894/95 S. 806—809)

- (8) Handbuch der Sozialdemokratischen Parteitage von 1863—1909. S. 9~10.
- (9) Handbuch. S. 10~12
- (10) K. Kautsky, Unser neuestes Programm. Neue Zeit XIII Jahrg. II Band 1894/95. S. 562—565.
- (11) Cohnstaedt, a. a. O., S. 219
- (12) Handbuch. S. 13.
- (13) Handbuch. S. 15.
- (14) Handbuch. S. 15—16. Cohnstaedt. a. a. O., S. 221.

Ⅲ. カウツキーの農民分解論

(1) 分析の方法

修正主義農業理論の集大成は周知の如くE, ダヴィッドによつて行われた。そ

れがドイツ資本主義の金融資本段階への移行をその基底として生じた農業問題——小経営の強靱な抵抗力と海外穀物の競争＝ヨーロッパ穀物市場構造の変化・農村労働力の欠乏に象徴されるユンカートウムの危機——を無媒介的に把握して小農優越論を展開している点において誤謬である事は明かであり、その理論構造に立ち入ることも当面の関心ではない。我々は十九世紀末ドイツ農業のこのような現象形態変化をとらえて修正派から提起されたマルクシズム批判にカウツキーが如何に答えたかということに問題を限ろう。

カウツキーは1895年の *Neue Zeit* (nr 27. XIII Jahrg. II Band) 誌上でその前号におけるダヴィツドの論文を批判した。⁽¹⁾ここに展開されている大経営論は「農業問題」(1898年)のそれと変りはないが、唯、注意すべきことは、カウツキーが冒頭次の如く言っている言葉である。「我々が農業において小経営が大経営に対して競争能力をもつかどうかということを論議しようと思うならば、我々は先ず何を大経営と称し何を小経営、何を競争能力と称するかということについて一致しておかねばならぬ。⁽²⁾この方法の上にたつて彼はローマ帝国時代の大経営、封建領主の大経営、アメリカにおける植民地農業 *Plantage*、後進東ヨーロッパの債務奴隸制 *Schuldsklaverei* に基く大経営、資本主義の大経営等の区別をなした上でこのように言っている。「全ての大経営が近代的で合理的な経営ではない。しかし、もし我々が農業における大経営に対する小経営の競争能力を明かにしようと思うばあいには大経営の最も完全な形態、つまりその後れた形態ではなくて、イングランドに於て発展シダヴィッド氏がその農業については特徴的なやり方で全く口をつぐんだ——彼はアイルランドやスコットランドの大土地所有の作用についてのみ論じている——国において、その古典的形態をえた所のかの形態のみが問題とされるべきである。⁽³⁾」大経営と小経営の問題、つまり農民層分解の問題を資本主義一般の法則の中でとらえる場合にはこのカウツキーの方法は正しい。そして彼はこの方法に基いて大経営優越論を展開している。即ち「農業問題」第六章「大経営と小経営」では耕作面積の損失の減少、生きたおよび死んだ備品の節約、備品の完全な利用、小経営には不可能な機械使用の可能、分業、科学的訓練ある指導、商業的優越、容易な資金調達等々の点における大経営の技術的、経済的優越性が詳論されてい

(4) 更にこのような大経営の利点に対抗するに小経営は「過剰労働と過少消費」を以てするという事実がイギリスおよびドイツ農民の状態に関する資料によつて述べられ最後に大経営の優越性は農業経営者が協同組合を組織しようとする傾向の中にも現われている、「協同組合は大経営である」と指摘されている。(5)

(6) しかしカウツキーが *Neue Zeit* の論文で述べた如く、農業資本主義の典型的に発展したイギリスを例解として大経営優越論を展開することで修正派が提起した問題は解決するであろうか。1895年の統計を基礎にダヴィッドは言う。「全体像の著しい特徴；小経営の前進と大経営の後退が弱められずに継続している。この統計の数字は十分に明確に語っている。しかし大経営が穀物関税やアルコール、砂糖の保護によつて助力されないとするならば、この統計数字はもつと多くのことをより明確に語るであろう。」(7) ここに明かなように修正派理論は19C末ドイツ農業がおちこんだ農業危機の中で生じた西南ドイツ小農の抵抗力、東エルベのユンカー経営の衰退と内国植民による小経営の増大という現象に着目しているのである。これをすぐ大経営没落、小経営優越という定式にひきなおすことが誤りであることは勿論だが一般的に資本主義社会における大経営優越論を基礎に、例え現象的には中経営、小経営が増大したとしてもそれは、「農民の絶食法が小経営の経済的優越性をもたらしている」(8) 「集約的に経営されている小所有地が粗放的に経営されている大所有地よりも大経営でありうる。たんに経営面積だけの知識を与える統計は経営面積の減少が経営規模の実際の縮小に基くものかそれとも経営が集約化されたことによるのかという問題についてはなんら語る所がないのである。」(9) という反論で十分に修正派の提起した問題に答えているかどうかは疑問である。資本主義一般における大経営優越論をふまえた上で、帝国主義段階の後進資本主義国ドイツにおいて、それが如何なる変容をうけているかが考えられねばならないだろう。就中ドイツはエルベ河を境にイギリス型の発展をとげた西ドイツ小農民と所謂プロシヤ型の農業資本主義化をとげたユンカー＝インストロイテ関係の支配する東部農業地帯という、いわば農業史の発展の系譜を異にする対照的地域を包括している。カウツキーにあつてはこの農業構造の地域差はいくぶん考慮されているが、明確な

形でなされているとはいいい難い。このような特殊規定を検討した上で何故、修正派理論の足がかりとなつた95年の如き統計的事実が形成されたかを明かにしなければならぬであろう。「資本主義社会における農業発展の一般論」では農業綱領論争で提起された⁽¹⁰⁾小農理論を完全に批判しつくすことはできないと思われる。こうしたカウツキーの分析の方法は彼の「小農・中農増大論」にも貫かれている。次にそれを見よう。

- (1) E. David, *Ökonomische Verschiedenheiten zwischen Landwirtschaft und Industrie*. Neue Zeit XIII Jahrg. II Band 1894/95. S. 449—455.

グワイツドは純粹に農業内部に視点を限り抽象化された世界の中で大農と小農の比較を〔I〕生産諸力と生産手段,〔II〕生産過程,〔III〕生産物実現;の三段階に分けて考察している。そして小農優越の理論的根拠は結局の所、農業の生産過程が工業のそれと異なる有機的生産の過程であることに求められている。我々は今その理論構成に深く立ち入る必要を認めない。ただその方法が誤りであることを指摘しておけばたりる。

- (2) K. Kautsky, *Die Konkurrenzfähigkeit des Kleinbetriebs in der Landwirtschaft*. Neue Zeit XIII Jahrg. II Band 1894/95. S. 481. これに対する反駁論文は、
E. David, *Zur Frage der Konkurrenzfähigkeit des landwirtschaftlichen Kleinbetriebs*. Neue Zeit. XIII Jahrg. II Band. 1894/95. S. 678—690.

- (3) K. Kautsky, a. a. O., S. 483

- (4) カウツキー「農業問題」向坂訳, 上, 162—185頁

- (5) 前掲カウツキー邦訳 185—203頁

- (6) 前掲カウツキー邦訳 204—225頁

- (7) E. David, *Socialismus und Landwirtschaft*. S. 51—52

- (8) 前掲カウツキー 邦訳 193頁

- (9) 前掲カウツキー 邦訳 253頁

- (10) われわれは、ここでカウツキーの分析の方法の欠陥を指摘するとどまり、十九世紀末ドイツに生じた小・中農の増大、残存について、われわれの積極的な議論を展開していない。本文でのべた特殊規定をふまえたうえで、どのような、メカニズムを、とおして、小、中農の増大という現象が生じたかを、実証的に解明することは、別稿に譲らねばならない。

(2) 小農・中農増大論

カウツキーは「農業のすべての重要な部門において大経営は小経営に優つている」ということを「農業問題」第六章の結論としたが第七章、資本主義的農業の限界、第九章、商品生産的農業の困難の増大では修正派が提起した小経営、中経営の存続、増大論に対する彼の回答がなされている。先ず彼のいうことを聞こう。

彼は農業における発展は工業におけるそれよりも複雑であり小経営の没落過程が錯雑をきわめ、これに多様の反対傾向が交叉し或いはその没落を妨げ、のぼしたりするが実際にはこれは止め得ないという。そしてその小経営没落の阻止要因として土地の有限性だとか粗放経営から集約経営への転換による小経営の設定とかを列挙しているが、⁽¹⁾その理論構成の中心におかれているものは農村労働者問題である。小経営の存続も中経営の増大も全てこの問題を基軸に説明されている。我々はここに問題をしばろう。

カウツキーは大経営発展を限界づけけるものは労働力不足だとする。それは工業と異なる農業の特性＝経営と家計の結合、従つて又、工業労働者と異なる農業労働者の特性の中に求められている。「自己の家計内で生活する完全に無所有の賃金労働者は農業においては例外的現象である。農業的大経営の賃金労働者は一部分はその家計の成員である。」⁽²⁾このような従属的労働者として僕婢、インストロイテ、デユプタント、ホイエルロイテ等があるが、他人の家計の附属物である彼等のかかる状態は、結婚や子孫の教育に好都合ではない。これらの諸関係が農村労働力の再生産を不可能にし大経営における労働力不足をもたらす。その解決策は何か。小経営の設定である。「独立の家計を独立の農業と結びつけている小経営の所有者こそ農業において多くの労働能力ある子孫の養育に最もよい条件を有する。」⁽³⁾「小農民は労働力の最良の提給者として必要である。大経営が小経営を余りに甚しく駆逐する所においては何処においても、先見の明ある保守的政治家と大土地所有者は今や自ら小経営を国家的及び私的方策を以て⁽⁴⁾再び増加せんと努めている。」かくてカウツキーの結論は次の如くである。

「事情がこのように遙に進展せる所においては大経営と小経営とは農業においては相互に相排斥することをしない。そこにおいては彼等は資本家とプロレタリアのように相互に条件づけ⁽⁵⁾る。」だから彼は、小経営の増大も決して小経営の優越性のためではなくて、大経営がその発展の必然的過程として小経営を必要とするのだと説く。「われわれは資本主義的生産方法の中において農業的大経営の終焉をも小経営の終焉をも期待するものでない⁽⁶⁾」という言葉が示すように資本主義社会における農業の発展は一般に大経営と小経営の相互依存関係を作りだすというのである。

われわれはここに資本主義社会における農業発展の一般論で全てが説明されているのを見る。ドイツの特質が一般化されている。農業大経営においては農村労働力の再生産を行えないという立論の基礎には農業労働者の特殊に従属的な地位というものが前提されている。しかし、カウツキーがいくつか挙げた農業労働者の型は決して資本主義社会における農業労働者一般の型を示すものではない。それはイギリス農業の発展とは対照的な東エルベの農業発展史によつて条件づけられた存在なのである。周知の如く、東エルベにおいては15.6世紀の封建的危機を劃期としてグーツヘルシャフトが成立し、それは18世紀後半における農業革命を軸とする構造的変質、19世紀初頭のプロイセン農民解放を経てユンカー経営へと転化した。グーツヘルシャフトのグーツヘル農奴の関係がユンカー経営におけるユンカー—インストロイテ関係に推転する過程、つまり農業資本主義化の過程において、常にイニシアティブをとつたのは、グーツヘル層である。それは例えば18世紀後半における農業革命——三圃制度 Dreifelderwirtschaft より穀草式経営 Schlagwirtschaft への移行→生産力発展→グーツヘル・農民関係の変革——において主導権を握つたのがグーツヘルであつたこと、又農業の資本主義化に法的的一突きを与えたプロイセン農民解放において、1807年の「十月勅令」のシュタインの「自営農民創設の理念」が、1811年の「調整令」、1816年の「布告」、1821年の「償却令」と以後の改革立法史⁽⁸⁾を彩るグーツヘル層の反撃によつて潰え去つたこと等に如実に示されている。⁽⁷⁾ マックス・ウエーバーはインストロイテ、およびデュプタントを次の如く特徴づけているが、その性格は先にのべた如き、所謂「プロシヤ型」と称せられる農業

発展史に規定されている事を知らねばならぬ。即ちインストロイテ Instleute は小遣程度⁹の貨幣賃金と刈草、脱穀の代償としての現物給与、僅かの菜園地、家畜放牧地、住居をユンカーから給与されている。彼は主人に対して個人的契約関係にあるのではなく労働者一家族が主人の支配の下に委ねられている。デュプタント Duptant は通例ただか或いは安い家賃でグーツの住居に住み、労働日数に応じる日賃金としてか、或いはゲツンデ報酬のように固定的年賃金と共に現物給付 Duptat をうけとる。インストロイテの如く穀物の分前権をもたない。それはインストロイテよりは新しい農業労働者の型である。

したがって東エルベの農村労働者の特殊に隷屬的な地位に規定される子孫養育の不可能性＝労働力不足を資本主義社会一般に通ずる結論とすることは方法的に誤まつている。方法的のみならず事実の解明においても、不十分である。「農村労働力不足」の問題は農業労働者の隷屬的地位という農業の側の事情よりは、むしろ石炭＝鉄鋼業を基軸とし電機工業、化学工業を包括するドイツ重工業の資本集積、集中から独占への展開によつて惹起された西部ドイツへの農村労働力の流出という面から把握されねばならない。70年代以降、特に顕著に進行した農村離脱はドイツ資本主義の重工業的發展＝累増する労働力需要に対応しているものである。（東エルベ農村労働者の從屬的地位が、この様な労働力需要に応ずる離村に拍車をかけたといえる）この点についてはすでに東部ドイツの農村労働力移動の型が、軽工業段階＝〔海外移住—ザクセンゲンが—・都市（商工業）への移動〕から、重工業段階＝〔熱烈な全面的な向都離村—廢殘層のみ海外移住〕へと推転したことの詳細な分析がある。⁽¹⁰⁾農業保護政策として19世紀末、登場した内国植民政策＝小経営設定政策も正にドイツ資本主義の独占段階への移行に伴うユンカー経営の危機（労働力不足）の問題として把握されねばならない。だから問題はカウツキーの云う如く小経営の設定、増大は資本主義的大農経営が一般にその發展過程の中で必然的に要請するものだという大経営＝小経営相互依存論で解明されるものではない。

ただし第九章の中農経営の増加の理由を説いた所ではカウツキーはやや別の議論を展開している。そこでは先の如き農業労働者の子孫養育不可能から農村労働力不足を説明するのではなくて「大都市の増大と工業の繁栄」による農民

離村にその原因が求められている。「都市においては賃金労働者は農村地方におけると全く異つた職業の可能を見出し、遙に多くの独立家計の設定、より多くの自由、より多くの文化を見出す。都市が大となればなるほどこの利益もより進み、その誘引力もより大となる。⁽¹²⁾」流出する労働力を確保するために(1)法的強制、(2)外国人労働力の移入、(3)機械による労働力の節約、(4)労働者の賃金引上げ等の方策がとられるが結局、それも農民離村をおしとどめることはできない。「農業の労働者欠乏に対してつける薬は資本主義社会にはない。⁽¹⁴⁾」賃金労働者を使用する全ての経営は労働者不足という圧迫の結果におそわれるが、その中で離村の影響を比較的うけないものは「小数の賃金労働者を使用して辛うじて家族の労働力でやつて行き、かつその所有者を郷土にしばりつけるほどに十分の大きさのある経営である。それは大体において、5—20ヘクタールの間の経営である。彼等にとつては離村のために農業人口が襲われるほどこれらの経営を正に最も多く脅かす所の土地分割への傾向が減退するために却つて利益することにもなる。それと共に土地への需要が減少し、小農地の法外に高い価格が低下する。土地の細分は利益をあげる仕事でなくなる。細分地売買が終焉する。かくて正に、これらの経営こそドイツで著しく土地を得ている唯一のものであることは驚くに当らない。⁽¹³⁾」これが、カウツキーの中農増大の理論的説明である。そして更に彼は次の如くつけ加えている。「中農の階級は農業の人口のすべての商品生産的階級の中で賃金労働者の欠乏によつて悩まされること最も少いものであるが、その代り近代の農業上に増大する他の負担の下に最も多く悩むのは正にこの階級であるのだ。⁽¹⁵⁾」中間商人の搾取、軍務、租税、過剰労働と過少消費はやがてこの階級をも窮乏に追いこむと。中農が労働力の問題についてユンカーの如く悩むことが少かつたこと、その点にこの階層の抵抗力を見ること——それは一面の正しさを伝えている。しかしカウツキーはここでも東エルベの農村労働力不足の問題を「大都市の増大と工業の繁栄」という一般論からひきだしている。資本主義の発展→工業の繁栄→農村労働力の吸収→大経営の衰退と中経営の増加という「資本主義一般」のすじみちである。けれども先に述べた如く19世紀末の「農業労働者問題」をドイツ後進資本主義の帝國主義段階への転化過程において生じた農業危機の現われとして把握するので

なければ、西ドイツのみならず、全東エルベに波及した西部工業地帯への大量移住（農村勞働力移動構造の推転）を説明できない。

更に我々は、資本主義の独占段階への移行と資本輸出の結果もたらされた交通革命と外国穀物の競争が19世紀末ヨーロッパ農業（とりわけドイツ）に与えた影響についてふれておかねばならぬ。パルヴスの引用した表によれば、1860年までドイツはイギリス穀物市場を支配した。しかしそれ以後、アメリカとロシアが抬頭し、1881-85年にはイギリス穀物市場の48%をアメリカ穀物が占めた。ドイツは僅かに3.4%であつた。⁽¹⁷⁾ドイツが穀物輸入国に転化したのは1876年である。安い外国穀物の流入は穀価の低落を結果し所謂「ドイツ農業の窮乏」なることが叫ばれ、ユンカーの農業保護関税への要求となつた。しかし19世紀末ヨーロッパ農業恐慌の直接の契機となつた外国穀物の競争も、穀物、甜菜を主要栽培物とする「ヨーロッパの穀倉」、東エルベのユンカー経営と果樹、蔬菜、畜産物（バター、ミルク）等を主産物とする西南ドイツの小経営とでは異つた影響を与えたことは注目しておかねばならぬ。農産物の中で最も価格下落の激烈だつたのは穀物と甜菜であり、とりわけ甜菜の価格下落は甚しかつた。（例えば、ドツペルツェントナー当り、1880年の64.1マルクから95年の19.9マルクへ下落⁽¹⁸⁾）。このように価格下落の激しい作物を大量に生産していたユンカー経営が農業恐慌の嵐により激しくまきこまれたのは当然の事と言わねばならぬ（しかも他方における農業勞働力の欠乏。）又、大経営に比して市場依存度の少い中農、小農が影響をうけること少かつたとも言える。さて海外穀物競争との関連でユンカー経営の衰退と中小経営の存続という現象を考えた場合にもカウツキーの如く、問題を資本主義社会における農業発展の一般論で、論じ去ることはできないということが示されている。

IV. む す び

われわれの結論はカウツキーの農民分解論を検討した行論の中にすでに明かである。修正派から提起された小農の残存、中農の増大という現象も後進資本主義国ドイツの帝国主義への転化・重工業の成立、加うるに外国農業の競争とドイツ農業構造（東エルベのユンカー経営と西ドイツの農民的経営という対照

的 성격の総括)との関連において解明されねばならぬ。カウツキーの分析において、小中農の存続、増大はその経済的、技術的優越性のためでないことが明かになっているが、何故、19世紀末ドイツにかかる現象が生じたかについては上の如き関連における解明がなされなければ修正派の批判に完全に答えたことにはならないと思われる。したがって又、プレスラウ決議が小中農の存続に殆ど考慮を払わなかつたゆえんも、それが既にのべた如き構成をもつカウツキー理論に基いていたことに求められると言えよう。

- (1) 前掲カウツキー 邦訳 217—259頁
- (2) 前掲カウツキー 邦訳 272頁
- (3) 前掲カウツキー 邦訳 276頁
- (4) 前掲カウツキー 邦訳 280頁
- (5) 前掲カウツキー 邦訳 282頁
- (6) 前掲カウツキー 邦訳 278頁
- (7) G. F. Knapp. Die Bauernbefreiung und der Ursprung der Landarbeiter in der älteren Teilen Preussens. 1927 Bd I. S. 60. 北条功「いわゆるプロシヤ型の歴史的構造」(山田盛太郎編「変革期における地代範疇」所収79—89頁)グーツヘルの土地と農民の土地の混在状態は穀草式経営を行うグーツヘルの妨げとなつた。村落共同体の耕作強制からグーツヘルの耕地を解放し、それを一ヶ所に集中、所謂一般的分離 General-separation は進んじたが、農民相互間での耕地分離(特殊的分離 Spezialseparation)は進まなかつた。農民耕地は依然として村落共同体規制に服し、生産力は停滞したが、グーツヘルの耕地は新しい経営形態 Schlagwirtschaft を打ちたてて、農民経営を圧倒していく。
- (8) G. F. Knapp, a. a. O., II S. 173—174. I. S. 161—171 I.S. 184—200. I. S. 201—205. 144—170 林健太郎「近代ドイツの政治と社会」144—170頁
- (9) Max Weber, Entwicklungstendenzen in der Lage der Ostelbischen Landarbeiter. (Gesammelte Aufsätze zur Sozial-und wirtschaftsgeschichte) S. 473—475. S. 479—480.
- (10) 竹内英夫「十九世紀ドイツの農業人口移動の諸過程—海外移住より内国植民まで—」(「経済学研究」第十一巻、第二号)尚、大野英二「ドイツ金融資本成立史論」147頁参照。
- (11) 前掲竹内氏論文 143—147頁 参照
- (12) 前掲カウツキー 邦訳 367頁
- (13) 前掲カウツキー 邦訳 379—386頁
- (14) 前掲カウツキー 邦訳 389頁
- (15) 前掲カウツキー 邦訳 391頁

- (16) 前掲カウツキー 邦訳 393頁
- (17) Parvus, Der Weltmarkt und Die Agrarkrisis, Neue Zeit 1896. Bd I S. 819
- (18) ゴルツ「ドイツ農業史」山岡亮一訳, 439—440頁